重要性ランク：

１（低）・・・わが組織にとっての重要性は低い。
２（中）・・・わが組織にとっての重要性は普通。
３（高）・・・わが組織にとっての重要性は高い。

	件数	率	件数	率		
3	135	48.6%	57	20.5%	9	28
2	72	25.9%	64	23.0%	6	59
1	71	25.5%	157	56.5%	4	30

リスクと要実現性ランク：

１（低）・・・わが組織では**もう実現できている**、またはわが組織の**活動内容や組織状況上、対応の必要はない**（ので、新たに取り組む予定はない）。
２（中）・・・わが組織では、一部実現できている（ので、今後継続して改善していく必要がある）。
３（高）・・・わが組織では、まだ実現できていない（ので、今後新たに取り組んでいく必要がある

主要課題別　関連する行動、期待される行動		重要性		リスクと要実現性		重要性×リスク		できていること	しなければならないこと	期限	責任者	計画
主要課題		計	620		456		1,058					
サブタイトル（37）		総計	834		834		2,502					
要約（174）	期待される行動（278）											
組織統治			2.58		2.17		5.50					
（意思決定プロセスと構造）			2.58		2.17		5.50					
社会的責任へのコミットメント・目標の表明	社会的責任への自らのコミットメントを表す戦略、目的及び目標を作り上げる	3		2		6			年次報告書への記載、進捗の報告 CANPAN団体情報、ブログでの明記	5月末	川北	年次報告書・ブログへの記載
	リーダーシップのコミットメント及び説明責任を表明する	3		2		6			年次報告書への記載	5月末	川北	
	社会的責任の原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）が実践される環境の整備	3		2		6						
	社会的責任に関するパフォーマンスに対する金銭的，非金銭的インセンティブの検討	1		2		2			スタッフの業務への組み込みと評価	12月末	全員	年末合宿で今年度の実績振り返りと来年度業務の組み立てを共有。
効率的な資源（財政、天然資源、人材）の利用	財政資源，天然資源，人的資源を効率よく利用する	3		2		6						
公平な昇進機会を促進	それまで組織の上級職への就任が足りなかったグループ（女性，人種・民族集団を含む）を公平に上級職に昇進させる。	2		3		6						
	組織のニーズとステークホルダーのニーズのバランスを図る。（差し迫ったニーズ及び将来の世代のニーズの両方のバランスをとる）	3		2		6						
ステークホルダーとのコミュニケーションプロセスの確立	ステークホルダーの利害が一致している分野・一致していない分野の特定並びに双方向のコミュニケーションのプロセスの確立	3		2		6		資生堂のダイアログ、子宮頸がんを考える市民の会への関わり				
意思決定への参画を奨励	社会的責任の課題に対する意思決定に，あらゆるレベルの従業員の参加を奨励する	3		2		6		MLでの共有、意見交換			全員	定例ミーティング開催
	組織を代表して決定を行う人々の権限，責任，能力のレベルのバランスを取る	2		2		4		MLでの共有、意見交換			全員	定例ミーティング開催
決定事項の進捗把握	決定されたことが徹底的に実行されるようにし，組織の決定及び活動の結果の説明責任を判定するために，決定の実行の経過を追跡する	3		2		6			MLでの共有、Mtg.での確認		全員	定例ミーティング開催
統治プロセスの見直しと評価	組織の統治プロセスを定期的に見直し，評価する	2		3		6			定款の更新 半期ごとの業務評価の際に組織統治への気づき、課題についてもシェア	8月末	棟朝	案を作成し、全員で検討。

人権			2.04		1.90		3.94					
（デューディリジェンス）			1.83		2.83		5.17					
	・活動する国の状況や，活動が人権に対して潜在的，実際に及ぼす影響，並びにその活動と関連した他の事業、個人の行動から人権侵害が生じる可能性について考慮する。デューディリジェンス手順においては，自らの規模及び状況に適した形で，次のような要素も考慮する	1		3		3						
人権方針の策定	−その組織内の当事者に有意義な手引を示せるような，人権関連方針。	2		3		6			方針の策定と公開	7月末	星野	6月末までにたたき台づくり、7月に組織内確認（DECO等関係組織への確認？）
人権への影響の評価手段の確立	−既存の活動が人権にどう影響するかを評価するための手段	2		3		6						
行動指針や評価の組織全体への統合手段の確立	−組織全体に人権関連方針を織り込むための手段	2		3		6						
	長期にわたってパフォーマンスを追跡するための手段	2		2		4			年次報告書での進捗報告	5月末	川北	昨年度の取り組みと実績についての報告。
結びつきの強い他者の行動への影響力の行使	自らの決定及び活動のマイナスの影響に対処するための行動	2		3		6						
（人権に関する危機的状況）			1.60		1.80		3.20					
非常事態に対応するための行動指針、基本指針の作成	・人権侵害の危険性が増大する可能性のある以下の状況においては、特別な注意を払う											
	−紛争又は極端な政情不安，民主主義体制又は司法制度の破たん，政治的権利及びその他の市民的権利の欠如	1		1		1						
	−貧困，干ばつ，極端な健康問題又は自然災害	1		1		1						
環境破壊やコミュニティの混乱を引き起こす行動の回避	−水，森林若しくは大気などの天然資源に重大な影響を及ぼし，コミュニティを混乱させる可能性がある採取活動又はその他の活動への関与	2		2		4						
先住民や児童への影響を配慮した行動のための基準の作成	−業務活動と先住民族のコミュニティが近接する場合	1		1		1						
	−児童に影響する，又は児童を巻き込む可能性のある活動	2		2		4						
政治腐敗や法的な権利保護が脆弱な地域での活動指針の作成	−汚職の文化	2		2		4						
	−法的保護のないまま作業が非公式に行われる複雑なバリューチェーン	2		2		4						
	−家屋又はその他の資産の安全を確保するために，広範な措置を講じる必要性	1		1		1						
	このような状況下で業務を行う場合、組織は人権尊重という主要責任に基づいて判断を下すとともに、人権の総合的な実現の推進及び擁護に貢献すべき。	2		3		6						
潜在的影響の考慮	・組織は，自らの行動の潜在的影響について考慮すべき。特に他の人権侵害を悪化させたり発生させないことが重要。状況の複雑さを、行動しない言い訳にすべきではない	2		3		6						

項目	内容											
（共謀の回避）＊加担の回避			2.00		2.00		4.14					
直接的共謀の回避 ・反社会的勢力との関係回避	・組織は，治安に関する協定が人権を尊重していること，また法の執行に関する国際規範及び基準と整合していることを確認すべきであり，保安要員（雇用，契約又は下請契約した要員）は，人権に関するこれらの基準に従うことも含め，十分に訓練されているべきであり，保安に関する手続き，又は保安要員についての苦情は，迅速に，また必要に応じて独立して対応し，調査すべきである	2		3		6						
・取引先の人権方針等の確認	−人権を侵害するために製品又はサービスを利用する事業体に対しては，これらを提供すべきではない	2		2		4			ブログ等での取引条件の提示。		星野・川	現ブログ記事の改定。
	−人権を侵害するようなパートナーと正式なパートナーシップを取り結ぶべきではない	2		2		4			ブログ等でのパートナーシップ条件の提示。 現関係先への明示。		星野・川	現ブログ記事の改定。
受益的共謀の回避 ・調達基準の策定・改訂	−購入対象となる製品及びサービスが生産される社会的条件及び環境的条件について把握しておくべきである	2		2		4			ブログ等での調達基準の公開。	9月末	星野	7月末策定予定の人権方針をもとに8月末までに調達方針たたき台作成、9月に確認
	−その土地に住む人々の強制退去に加担しない。代替手段の模索、及び補償を確実にする	1		1		1						
暗黙的共謀の回避 ・不公正な慣行を改善するための行動	−雇用上の差別行為などの人権侵害を容認しない。	3		2		6			人権宣言	6月末	星野	複数団体共通の人権宣言のたたき台づくり？
	−反社会的活動に関与している事業体との関係を回避する	2		2		4			ブログ等でのパートナーシップ条件の提示。	8月末	川北	
（苦情解決）			3.00		3.00		9.00					
苦情解決・救済のしくみの確保	組織は，自ら，及びそのステークホルダーが利用するための救済制度を定めるべきである。これらの制度が効果を発揮するには，合法的であること、利用しやすいこと、予測可能（手続きが明確かつ既知）であること、公平であること、権利と両立可能であること、明確かつ透明であること、対話及び仲裁を基礎とすることが求められる。	3		3		9			ブログ等での苦情解決・救済の仕組みの公開。	6月末	棟朝	団体ブログ上に窓口と救済の流れの明示
（差別及び社会的弱者）			2.43		1.86		4.29					
差別への注意	・組織は，従業員，パートナー，顧客，ステークホルダー，メンバーほか影響を及ぼす可能性のある人物を差別することのないよう，注意を払うべきである。	3		1		3			ブログ等での差別・社会的弱者への対応方針の公開、従業員への教育。	7月末	星野	人権方針に盛り込む
直接的・間接的な差別有無の確認、分析	・組織は，直接的又は間接的な差別が存在するか否かを判断するため，自らの業務及びその影響力の範囲内にいる他者の業務を分析すべきである。	2		3		6			業務内容の相互チェック（特に研修・広報のターゲティング、文言について）	10月末	星野・全	随時全員で相互チェック（10月末までにチェックリストづくり（星野））
差別的慣行に関与しない	・活動に関連する関係を通じて差別的な慣行に関与しないようにすべきである。	3		1		3						
当事者支援	・差別を防ぐため、その他の当事者を促し、支援すべきである。	2		2		4						
	・社会的弱者の自らの権利に対する認識を高める措置を検討すべきである。	3		2		6						

		過去の差別の是正、優遇策の検討	・差別又は過去の差別の名残を是正するよう努力すべきである。例えばこれまでに差別されてきた人々を雇用し，又はこうした人々が運営する組織と取引を行うよう努力すべきである。	2		2		4						
		教育、インフラ、社会福祉の拡充	・さらに，全面的な機会が拒否されてきた人々のために，教育，インフラストラクチャー又は社会福祉を受ける機会を増やす努力を支援すべきである。	2		2		4						
			・組織は，自らが関係する人々の多様性について肯定的かつ建設的な観点に立つことができる。組織は，人権に関連した側面だけでなく，多様な人材及び関係を全面的に開発することで価値が付加されるという点で、自らの業務に対する利益をも考慮することができる。											
		社会的弱者への配慮、権利の尊重	社会的弱者とは、次のような例があげられる。女性及び女児、障がい者、児童、先住民族、移民・移民労働者、カースト等家系を根拠に差別されている人々、人種を根拠に差別されている人々、その他の社会的弱者											
	（市民的及び政治的権利）				2.33		1.33		3.00					
			組織は，個人の市民的及び政治的権利のすべてを尊重すべきである。例としては，											
		生存権の尊重	ー個々人の生存権。	3		1		3						
		言論及び表現の自由の尊重	ー言論及び表現の自由。組織は，ある人物がその組織の内外でその組織を明確に批判した場合でも，その人物の見解又は意見を抑圧すべきではない。	3		1		3						
		平和的集会・結社の自由	ー平和的集会及び結社の自由。	2		1		2						
		情報を求め、受け取り、伝える自由の尊重	ー国に関わらず何らかの手段を通じて情報,アイデアを求め，受領し，伝達する自由。	2		1		2						
		財産権の保護	ー単独の又は他者と共有の財産権、及び任意に財産を剥奪されない権利	2		1		2						
		懲戒処分前に公平な聴取を受ける権利	ー内部で懲戒処分を受ける前に，適正な手続きを利用し，公平な聴取を受ける権利。懲戒処分は相応なものであるべきで，身体的罰則，非人道的扱い又は品位を傷つける取扱いを伴ってはならない。	2		3		6			聴取先の提示。	12月末	星野	人権方針に基づき、使える外部リソース・相談先をリストアップする
	（経済的，社会的及び文化的権利）				2		1.71		3.7143					
			・組織は，デューディリジェンスを行使してこれらの権利の享受を侵害，妨害又は阻止するような行動に関与しないように配慮することで，経済的，社会的及び文化的権利を尊重する責任を負う。	2		3		6						
		製品・サービス・業務活動の地元住民への影響の評価	・組織は，自らの業務活動，製品及びサービス並びに新規プロジェクトがこれらの権利（地元住民の権利も含む）に対して及ぼす可能性のある影響について評価すべきである。	3		2		6						
		必要不可欠な資源の利用の制限・拒否の回避	また組織は，水のような必要不可欠な製品若しくは資源の利用を直接的又は間接的に制限したり拒否すべきではない。	1		1		1						

		教育、生涯学習の支援	ーコミュニティのメンバーのために教育及び生涯学習の利用を促し，可能な場合にはこうした教育及び生涯学習のための支援及び便宜を提供する。	2		1		2		地域での対象限定研修の開催時に、公開の機会を別途設けるよう促している				
		経済的、社会的、文化的権利の尊重、支援	ー経済的，社会的及び文化的権利の尊重及び実現を支援する他の組織及び政府団体と協力する。	3		2		6						
			ー中核的な業務活動に関連してこれらの権利の実現に貢献する方法を模索する。	2		2		4						
		貧困層の購買能力への配慮	ー商品又はサービスを貧しい人々の購買能力に適合させる。	1		1		1						
	（労働における基本的原則及び権利）				2.167		1.667		3.6667					
		結社の自由及び団体交渉	・結社の自由及び団体交渉：労働者が編成した代表組織は，団体交渉のために認識されるべきである。	2		1		2						
		強制労働の防止	・強制労働：組織は，強制労働を行わせ，強制労働から利益を得るべきではない。	3		1		3						
		雇用上の機会均等、差別の禁止、いやがらせの防止	・機会均等及び差別の禁止：組織は自らの雇用方針に，人種，皮膚の色，性別，年齢，国籍又は出身国，民族的又は社会的出身，カースト，配偶者の有無，性的嗜好，障害，HIV/AIDSなどの健康状態，政治的所属又はその他に基づく偏見が含まれていないことを確認すべきである。雇用方針及び雇用慣行，所得，雇用条件，訓練及び昇進の機会，並びに雇用の終了は，当該職務の要件のみに基づいて決定すべき。また，職場でのいやがらせを防止するための措置を講じるべきである。	3		2		6			ブログ等での雇用方針の公開。	12月末	星野	人権方針をもとに雇用方針のたたき台作成
		昇進の機会均等、定期的評価	・機会均等及び差別の禁止が昇進に及ぼす影響について定期的に評価すべき。	2		2		4						
		社会的弱者の地位向上のための行動、アファマティブアクションの推奨	・社会的弱者の保護及び地位向上のための積極的な行動をとる。これには，障碍者のための職場を確立し，彼らが適切な条件下で生計を立てるのを支援すること，若年層及び高齢者雇用の推進，女性のための雇用機会均等、上級管理職におけるバランスのとれた男女比率などの問題に対処するプログラムなどが含まれる。	2		3		6						
		児童労働の防止	・児童労働：雇用の最低年齢は，国際文書によって決定されている。組織は，児童労働を行わせ，児童労働から利益を得るべきではない。自らの影響力の範囲内において児童労働を行わせている場合には，その児童を作業場から連れ出すだけでなく，適切な代替措置，特に教育を受けられるように配慮すべきである。	1		1		1						

労働慣行			2.59		1.64		4.34					
（雇用及び雇用関係）			2.60		1.40		3.50					
「労働者」の定義と、法的責任の範囲の明示	・行われる全ての労働が、従業員である又は自営であると法的に認められた男女によって履行されることを確実にする	3		1		3						
	・法の下では、雇用関係であると認められる関係を偽って、法が雇用主に課している義務を回避しようとしない	3		1		3						
安定的な雇用	・安定した雇用の重要性を認識する。労働力計画を策定し，一時的な労働力の過度な使用を回避する。	3		1		3						
閉鎖などの情報の伝達、悪影響の抑制	・雇用に影響を及ぼす閉鎖などの組織運営の変更を検討する場合、合理的な通知及び便宜にかなった情報を与え、労働者代表が存在する場合は、共同で悪影響を可能な限り最小限に抑える方法を検討する。	2		2		4						
平等の機会の確保	・すべての労働者に平等の機会を確保し，あらゆる労働慣行において直接的又は間接的に差別しない	3		1		3						
従業員の個人データ、プライバシー保護	・従業員の個人データ及びプライバシーを保護する。	3		1		3			スタッフの個人情報保護方針の策定と公開。	6月末	棟朝	
契約・下請け先の適法性、労働条件の確認	・法的に求められた組織、又は雇用主の責任を引き受け、ディーセントな（働きがいのある人間らしい）労働条件を提供する意思がある組織とだけ、契約又は下請契約することを確保するための方策を講じる	2		3		6			契約書フォームの整備	6月末	棟朝	
	・法的に認められている労働仲介者だけを使用すべきであり、かつ労働遂行のためのそれ以外の手配が労働遂行者に法的権利を与える場合に限定する。在宅労働者はその他の賃金労働者より劣悪に取り扱わないようにすべきである。	3		1		3						
搾取的・虐待的な労働慣行の排除	・提携先パートナー，供給業者又は下請業者の不公正，搾取的又は虐待的な労働慣行から利益を得ない。	3		2		6			調達基準の明示。不公正・搾取的労働が発覚した場合の対応策の事前検討。	9月末	星野	9月末までに調達方針策定。対応策についても検討
活動地域の雇用・職業能力開発への貢献	・国際的に活動している場合、受入国の国民の雇用、職業能力開発、昇進及び昇格を推進する努力をする。これには、実行可能な場合に現地の企業を通して調達及び流通を行うことを含む。	1		1		1						
（労働条件及び社会的保護）			2.92		1.62		4.77					
労働条件の適法性の確認 （労働協約等、法令より高い水準の尊重、及び国際的な最低基準の順守）	・労働条件が国内の法規制に従っており、関連する国際労働基準と整合性がとれていることを確実にする	3		1		3						
	・労働協約などの、適用できる法的拘束力をもつその他の法律文書を通して制定される、より高度な水準の規定を尊重する	3		3		9				6月末	星野	必須+選択的な適用法令と、求められる対応の一覧表作成。 個別雇用条件の希望については、就業規則上に明記
	・国内の法律がまだ採用されていない場合、少なくともILOの国際労働基準で定義された最低限度の規定に従う	3		1		3						

		ディーセントな（働きがいのある人間らしい）労働条件の実現	・賃金、労働時間、週休、休日、安全衛生、母性保護及び業務上の責任と家族的責任を両立する能力に関してディーセントな（働きがいのある人間らしい）労働条件を与える	3		2		6		雇用時の契約書作成と合意。	契約書内容の定期見直し。	随時	棟朝	
		宗教、伝統、慣習の尊重	・可能な限り、国の又は宗教的な伝統及び慣習を守ることを許可する。	2		1		2						
			・全ての労働者に、最大限可能な限り、仕事と生活とのバランスが取れる労働条件、及び関係する地域における類似の雇用主から与えられる条件と同等の労働条件を与える。	3		1		3		雇用時の契約書作成と合意。	契約書内容の定期見直し。	随時	棟朝	
		適正な賃金水準	・国内の法規制，又は労働協約に従って賃金その他の形態の報酬を与える。組織は、少なくとも労働者及びその家族の必要のため充分な賃金を支払うべきである。その場合は、その国の賃金、生計、社会保障給付の一般的なレベル及び他の社会集団の関連生活水準を考慮に入れるべきである。	3		1		3						
		同一価値労働同一賃金	・同等の価値のある労働に対して同等の賃金を支払う。	3		1		3						
		直接支払の原則の確認	・法規制又は労働協約で許可された規制、又は控除だけに従い、関係する労働者に対して直接賃金を支払う。	3		1		3						
			・活動している国における労働者の社会的保護の規定に関する義務を順守する。	3		2		6						
			・法規制又は団体協約で同意した労働者の権利を尊重する。また、労働者に週休及び年次有給休暇も与えるべきである	3		2		6			年次有給休暇規定の策定。	12月末	星野	
		ワークライフバランスの実現のための支援、尊重	・妥当な労働時間、育児休暇、及び可能な場合、労働者が仕事と生活の適切なバランスを達成することができるよう支援する保育施設、その他の施設を提供することによって、家庭における労働者の責任を尊重する。	3		3		9			産休・育休制度の検討。	12月末	星野	介護休暇制度の検討 賞与査定時に、勤務体系、組織統治上の課題に対する提案をたずねる。
		違法な時間外労働の排除	・法規制，又は団体協約に従って時間外労働の報酬を与える。時間外労働を要請する場合、関係労働者の理解、安全及び福祉、並びに労働に内在するあらゆる危険を考慮にいれるべき。強制的な無償労働時間を禁止する法規制を守り、強制労働に関する労働者の基本的人権を尊重すべき。	3		2		6						
（社会対話）					1.67		1.00		1.67					
			・組織にとって国際レベルを含めた社会対話機関及び適用される団体交渉の構造が重要であることを認める	1		1		1						
		団体交渉権、交渉のための活動の尊重、団体交渉への報復、妨害の禁止	・自らの利害を改善し，又は団体交渉するために独自の組織を結成し，自らの組織に参加する労働者の権利を常に尊重する。	1		1		1						
			・独自の組織を結成、参加する労働者を，報復による解雇若しくは差別，威嚇又は脅迫の雰囲気を醸すなどの方法で，妨害しない。	1		1		1						

			・組織運営の変更が雇用に大きな影響を及ぼす可能性のある場合，適切な組織代表及び労働者の代表者が組織運営の変更と雇用への影響への関係を合同で検討してマイナスの影響を可能な限り最小限に抑え，双方に合理的な通知を与える。	3		1		3						
		対等な対話機会と情報、施設、労働者、幹部へのアクセスの許可	・可能な限り、労働者代表に、権限をもつ意思決定者へのアクセス、職場へのアクセス、代表者が代表している労働者らへのアクセス、必要な施設へのアクセス、情報へのアクセスを与える。	3		1		3		ML.CC.などでの情報共有。				
			・国際的に認められている結社の自由及び団体交渉の権利の行使を制限するよう政府に働きかけないようにする。	1		1		1						
	（労働における安全衛生）				2.83		2.17		6.17					
		安全衛生方針の策定、実施	・パフォーマンスのために安全衛生環境基準の実施を犠牲にしてはならない旨を明記した安全衛生職場環境に関わる方針を策定し，実施し，維持する。	2		3		6			方針策定、実施、維持。	8月末	棟朝	
			・安全衛生管理の原則を理解し、適用する	3		3		9			書籍・手引きによる理解	8月末	棟朝	
		安全衛生リスク分析、管理	・組織の活動に伴う安全衛生リスクを分析，管理する。	3		3		9			リスクの洗い出しと防止策作成。	8月末	棟朝	健康管理（予防）：感染症、精神疾患（業務量、対内・対外交渉） 予防対策：人間ドック受診促進、職場の温湿度管理、簡易チェックリスト（精神面）
			・労働者が適切な手順に確実に従うようにする	2		1		2						
		安全用具の提供	・個人保護具を含め，業務上の傷害，疾病及び不慮の事故の防止並びに非常事態の対応に必要な安全用具を提供する。	3		2		6						簡易救急セット（医薬品など）の標準装備
		事故・問題の記録と調査	・あらゆる安全衛生の偶発事象及び問題を低減するために，それらの事象・問題を記録し，調査する。	3		2		6			記録と調査、再発防止策作成。	随時	棟朝	
		社会的弱者のリスクへの配慮	・（妊娠中、最近出産した、授乳中などの）女性、男性、障がいのある人々、未熟練労働者、若年層労働者など特定の状況にいる労働者の労働安全衛生上のリスクに対処する。	3		3		9				12月末	星野	希望者が現れた際に対応する旨を就業規則に明記。
			・パートタイマー，臨時雇い，下請業の労働者に平等な安全衛生保護策を提供する。	3		2		6						
		心理的ストレスの除去	・ストレスや疾病を引き起こす原因となる職場の心理社会的な災害の除去に努める。	3		2		6			未然防止のためのミーティングでのヒアリング？	随時	棟朝	
		訓練機会の提供	・関連するすべての職員に対し，関連するすべての事項に関わる適切な訓練を提供する。	3		3		9					棟朝	急病・けが人の発生時の対応を定める＆主催者にたずねる
			・職場の安全衛生対策について労働者が金銭的な支出を行うべきでない旨の原則を尊重する	3		1		3						
			・関係する労働者による関与を組織の安全衛生環境システムの基礎とし，労働者の参画の権利を尊重する。（正確な情報へのアクセス、問合せ・相談する権利、危険な労働の拒否、外部の助言を求める権利、関係当局への報告、事故調査への参画等）	3		1		3						

（職場における人材育成及び訓練）			2.00		1.67		3.33					
平等なキャリアアップ機会の提供	・労働経験を問わず，あらゆる労働者に対し，平等で差別のない原則に基づき，技能開発，訓練及び実習への機会提供、キャリアアップする機会を与える。	3		1		3						
	・必要に応じて、余剰とされた労働者が、新たな雇用、訓練及び相談のための支援を利用する機会を確実に得られるようにする	2		3		6						
	・健康及び福祉を推進する労使合同プログラムを確立する。	1		1		1						
環境			2.14		1.25		2.64					
（汚染の予防）			2.22		1.22		2.67					
環境影響、汚染源、廃棄物の特定	・自らの決定及び活動が周囲環境に及ぼす側面及び影響を特定する	3		1		3						
	・活動に関連する汚染源及び廃棄物を特定する	3		1		3						
消費量の測定、記録、報告	・汚染の軽減，水消費量，廃棄物生成及びエネルギー消費量に関して，測定，記録及び報告を行う。	3		1		3		紙購入・排出量記録。				
汚染防止、廃棄物管理の手順の策定	・廃棄物管理の段階的手順に従い，汚染防止及び廃棄物防止の観点から対策を講じ，やむを得ない汚染及び廃棄物の適切な管理を確実にする。	3		1		3		プリンタトナー・ドラム回収への協力。簡易印刷機インクボトル回収への協力。				
汚染緩和策の実施	・実際の及び潜在的な汚染輩出及び廃棄物、健康リスク及び汚染緩和策に関して地域コミュニティとともに取り組む	1		1		1						
環境配慮製品・サービスの導入	・環境に配慮した製品、サービスを取り入れ、促進することで、直接的および間接的な汚染を段階的に削減し最小化する対策を実施する	3		1		3		アスクルの環境配慮事務用品、オーガニック・フェアトレードの茶・コーヒーの購入。				
排出有毒物質、リスクの公開	・排出された有毒物質による健康リスク、環境リスクなどを含め、使用され排出された関連する重要な有毒及び有毒物質の量及び種類を公開する	1		1		1						
有害化学物質の使用防止	・回避すべき化学物質の使用を系統的に特定及び防止する。	1		1		1						
緊急時、事故対応策の準備	・環境的事故の予防・準備プログラム，並びに施設内外での事故及び出来事を対象とし，労働者，パートナー，当局及び地域コミュニティ，その他該当するステークホルダーにも関連した緊急対策を準備する。	2		3		6						
（持続可能な資源の使用）			2.67		1.22		3.11					
資源の供給源の特定	・エネルギー源，水源及びその他使用する資源の供給源を特定する。	3		1		3						
エネルギー、水等資源使用の測定、記録、報告	・エネルギー，水その他資源の顕著な使用に関して，測定，記録,報告を行う。	3		1		3						
エネルギー効率の向上	・ベストプラクティス指標及びその他のベンチマークを考慮し，エネルギー，水及びその他資源の使用を削減するための資源効率に関する施策を実施する。	3		1		3						
再生エネルギーの推進	・再生不可能な資源を再生可能かつ影響の低い代替資源で補完，又は置換する。	3		1		3		古紙原料のコピー用紙・トレペの購入。				
製品の資源所要量の最小限化	・可能な限り，再生材を使用し，水を再利用する。	3		1		3						

	水の保全	・流域内の全ユーザーに公正なアクセスが確実となるよう水資源を管理する。	1		1		1						
	持続可能な調達方針の策定と推進	・持続可能な調達を促進する。	3		1		3						
		・拡大生産者責任の適用を検討する。	2		3		6						
		・持続可能な消費を促進する。	3		1		3		裏紙の使用。				
（気候変動緩和及び適応）				2.71		1.14		3.00					
	温室効果ガス（GHG）排出源、責任の範囲の特定	・直接及び間接的な温室効果ガス（GHG）排出源を特定し，その責任の境界線（範囲）を決定する。	3		1		3						
	温室効果ガス（GHG）排出の測定、記録、報告	・顕著なGHG排出に関して，測定， 記録及び報告を行う	3		1		3		代表者の移動に係るCO2排出量の記録と公表				
	温室効果ガス（GHG）排出削減対策の実施	・影響力の範囲で直接/間接的GHG排出を徐々に削減，縮小する対策を実施する。	3		1		3		低炭素杯への協力。				
		・組織内で顕著に使用する燃料の量及び種類を確認する。ライフサイクルアプローチをとる。	3		1		3						
		・土地利用及び土地利用の変更、加工、又は暖房、換気及び空調設備を含む装置からのGHG排出を防止、低減する。	2		1		2						
	省エネルギーの促進	・組織内で可能なかぎりエネルギー効率の高い物品の購買、エネルギー効率の高い製品及びサービスの開発などの省エネルギーを実現する	3		1		3		エネファームの導入。				
	カーボンオフセットの検討	・信頼性の高い排出削減プログラム、炭素回収等を支持することなどによって残留GHG排出を相殺するための対策を実施し、カーボンニュートラルを目指すことを検討する	2		2		4						
（環境保護及び自然生息地の回復）				1.27		1.36		2.00					
	生態系サービス、生物多様性に与える影響を特定、排除する	・生態系サービス及び生物多様性に与える潜在的悪影響を特定し，それらを排除又は最小限に抑える措置を講じる。	2		2		4						
		・環境影響の費用を負担する市場の仕組みに参加し，生態系サービスを保護することで，経済的価値を創出する。	2		3		6						
	生態系サービスの評価・保護及び回復	・自然生態系の喪失回避を最優先し，次に生態系の回復を優先し，最後に，前記2つの措置が可能でない場合には，長期にわたり生態系サービスに純益をもたらすような措置を通じて喪失を埋め合わせる。	1		1		1						
		・陸，水及び生態系の管理のための統合戦略を策定し，実施する。	1		1		1						
		・悪影響を受ける可能性がある固有種，又は絶滅の危機にある種には生息地を保存するための措置を取る。	1		1		1						
	土地・天然資源の持続可能な使用	・農地開発及び都市開発に関連した決定を含め、土地利用に関する決定が引き起こし得る環境影響を最小限に抑える手段として、計画、設計及び業務慣行を実施する	1		1		1						

項目	内容											
環境にやさしい都市開発および地方・集落開発の推進	・自然生息地，湿地帯，森林，野生動物のための人工の迂回路，保護地域及び農地の保護を，建築・建設工事の開発に組み入れる。	1		1		1						
	・持続可能な農業，漁業，動物保護及び林業活動の採用を検討する。	1		1		1						
環境・生物に優しい製品・サービスの使用	・持続可能な技術及びプロセスを利用している供給業者からの製品の使用を段階的に拡大する。	2		2		4						
	・野生動物及びその生息地が我々の自然生態系の一部であり，その評価及び保護を行うべきであることを考慮する。	1		1		1						
	・生存を脅かし，又は世界的，地域的，局地的な種の絶滅につながる取組み，又は移入種の分布若しくは拡散を許すような取組みを回避する。	1		1		1						
公正な事業慣行			2.70		2.47		6.60					
（汚職防止）			2.89		2.78		8.00					
汚職防止方針、コミットメントを表明	・汚職のリスクを認識し，汚職及び強要を防止するための方針及び慣行を実施し，維持する。	3		3		9					川北	団体ブログで表明および年次報告書で報告 汚職リスク：対象：首長・議員、政党、公務員、発注主、助成申請者 ケース：第三者意見執筆、助成審査、受注を働きかける営業活動、便宜供与、調査における評価 お断りする原則
	・トップが汚職防止の模範となり，汚職防止の方針の実施に関するコミットメントを表明し，奨励し，監督する。	3		3		9			方針・コミットメントの作成・公開。		川北	同上
汚職防止に関する教育啓発	・組織の従業員及び代表が，贈収賄及び汚職の根絶に取り組むにあたってこれを後押しし，訓練を行うとともに，取組みの進展を促すための奨励策を提供する。	3		3		9						同上
	・汚職及びその防止策について従業員、代表、請負業者及び供給業者の意識を高める。	3		3		9						同上
報酬の妥当性、合法性の確認	・組織の従業員及び代表の報酬が妥当であり，合法的な業務に対してのみ支払われていることを確認する。	3		1		3						
内部統制システムの確立	・汚職防止のための効果的な内部統制システムを確立し，維持する。	3		3		9						原則への署名（年次更新）、 監事による重点監査
報告・相談窓口の設置、通報者の保護	・報復を恐れることなく報告及びフォローアップ行動がとれるような仕組みを採用し，組織の従業員，パートナー，代表,供給業者に対して組織の方針に対する違反、非倫理的処遇及び不公平な処遇を報告するよう促す。	3		3		9			相談先の確定。	12月末	星野	対外：苦情対応・救済手続き明示。 対内：アドバイザリーボードメンバーに相談可能。対応に要した費用はIIHOE負担を明記。 人権方針に基づき、使える外部リソース・相談先をリストアップする
	・刑法に抵触する行為については，関係する法執行機関に届け出る。	3		3		9			行動規範の作成。			経団連 企業行動憲章を読む会の開催 http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/tebiki6.pdf
	・組織が業務関係を持つ相手を促し、同様の汚職防止の慣行を導入させることにより汚職の防止に努める。	2		3		6						

（責任ある政治的関与）			2.60		2.80		7.40					
政治的関与への方針、透明性確保	・責任ある政治的関与及び貢献，並びに利益相反への対処方法について，組織の従業員及び代表を教育し，意識を高める。	2		3		6			方針の策定・公開。		川北	原則を定めて、実績を報告
	・ロビー活動,政治献金,政治的関与に関連する方針/活動に関し透明性を維持する。	3		3		9					川北	原則を定めて、実績を報告
組織を代表する者の活動を管理する方針策定	・組織の代表として意見を述べることを、職務として雇用される者の活動を管理するための方針及び指針を定め，実施する。	2		2		4						
政治的影響力への注意	・特定の立場に有利になるように政策立案者を誘導することを目的とした政治献金、又は政策立案者に不当な影響力を及ぼすと認識される可能性のある政治献金を行わない。	3		3		9					川北	原則を定めて、実績を報告
	・誤った情報，不当表示，威嚇又は強制を伴う活動を禁止する。	3		3		9					川北	原則を定めて、実績を報告
（公正な競争）			2.80		3.00		8.40					
	・競争法規に即したやり方で活動し，関係当局に協力する。	3		3		9						
反競争的行為への防止策の策定	・反競争的行為（価格協定、談合、略奪的価格形成等）への関与,加担を防止するための手続き,他の防止策を定める。	3		3		9						
公正な競争に関する従業員教育	・競争法の順守及び公正な競争の重要性について，従業員の意識を高める。	3		3		9						
	・反トラスト策及び反ダンピング策，並びに競争を促す公共政策を支援する。	2		3		6						
社会的背景の把握と、不当競争の回避	・組織が活動する社会的背景に配慮し，貧困などの社会的状況を利用して競争上の優位性を不当に享受することを避ける。	3		3		9						
（バリューチェーンにおける社会的責任の推進）			2.50		1.83		4.33					
社会的基準、環境的基準、男女平等、安全衛生を含んだ調達・購入方針	・購入，流通及び契約に関する方針及び慣行に，倫理的基準，社会的基準，環境的基準及び男女の平等に関する基準及び安全衛生を統合する。	2		2		4			調達基準の明文化と公開。	9月末	星野	
	・他の組織に対し同様の方針の導入を促す。その過程で反競争的行為を行わない。	2		3		6		自治体SR調査の実施。				
関係先のモニタリングの実施、支援	・関係を持つ組織について，適切なデューディリジェンス及び監視を実行する。	2		2		4						
	・社会的責任の課題についての意識向上、並びに最良実施例及び追加支援（技術支援，能力開発又はその他の資源）を含めた，中小規模の組織への支援提供を検討する。	3		1		3		NNネットへの参画、研究会の主宰。				
	・社会的責任の原則及び課題について，組織が関係する相手組織の意識向上に積極的に参加する。	3		1		3		第三者意見の執筆。				
バリューチェーン全体でのSR推進	・バリューチェーンにおける組織の能力を高めるなど，バリューチェーン全体で社会的に責任ある慣行を実施することの費用及び便益を公正にかつ実践的に取り扱うよう促す。これには公正な対価が支払われること、並びに適切な納期及び安定した契約があることを確実にするなどの適切な購買慣行が含まれる。	3		2		6						

（財産権の尊重）				2.60		1.80		4.20				
		・財産権及び伝統的知識の尊重を促す方針及び慣行を実施する。	2		3		6					
	所有権の調査	・財産の使用又は処分が可能な合法的所有権を有していることを明確にするため，適切な調査を実施する。	2		3		6					
		・支配的地位の乱用，偽造,著作権侵害など財産権を侵害する活動に関与しない。	3		1		3					
	財産使用に関する公正な対価	・自らが取得又は使用する財産に対して，公正な対価を支払う。	3		1		3					
	所有財産の社会的価値への配慮	・自らの知的及び物的所有権を行使し，保護するときに，社会の期待，人権，個人の基本的ニーズを考慮する。	3		1		3					
消費者課題				2.42		1.44		3.64				
（公正なマーケティング，事実に即した偏りのない情報，及び公正な契約慣行）				3.00		1.11		3.33				
		・重大な情報の省略を含め，欺瞞的，虚偽的，又は不公正、不明確、不明瞭な慣行に関与しない。	3		1		3					
		・関連情報の比較ができるように、透明な方法で、関連情報を共有することについて同意する	3		1		3					
		・宣伝及びマーケティングの内容を明確にする。	3		1		3					
	消費者への公正な情報開示	・総価格及び税金，製品及びサービスの諸条件，並びに使用に際して必要な付属品及び配送費を開示する。	3		1		3		消費税・送料・振込手数料の有無を明記している。			
		・要求に応じて、根拠となる事実及び情報を提示することによって、要求又は主張を立証する	3		1		3		お問合せ内容を共有すべきと判断した場合は、FAQとして開示してい			
	固定観念によるステレオタイプ表現の回避	・性差，宗教，民族，障がい又は個人的関係に関する定型化された観念を固定化させる文章，音声又は画像を使用しない。	3		1		3			広報表現の相互チェック、リスト化。	10月末	星野
	社会的弱者を不当にターゲットにしない	・社会的弱者の利益を害する活動に関与しない。	3		1		3					
	わかりやすく、正確な情報伝達	・販売地の言語で，正確で理解しやすく，比較可能な情報（製品及びサービスに関連する全ての重要な情報）を十分に提供する。	3		1		3		講師料の料金表を一覧として開示している。			
		・契約の際には、明確で理解しやすい言語で書かれた契約書を使用し、契約期間、価格、諸条件、費用に関して明確かつ十分な情報を記載する。	3		2		6					
（消費者の安全衛生の保護）				1.90		1.70		3.80				
		・使用者及びその他の人の財産，環境に安全な製品及びサービスを提供する。	3		1		3					
	安全衛生規格の評価	・安全衛生のあらゆる側面に対処するため、安全衛生に関する法、規格、その他の仕様の妥当性を評価する。	2		3		6					
	リコールの実施	・商品が予期しなかった危険性を市販開始後に呈した場合、重大な欠陥があった場合、又は誤解を招く情報もしくは虚偽の情報を含む場合は、そのサービスを停止するか、又はまだ流通網にある全ての製品を回収するのがよい。組織は適切な措置およびメディアを利用して製品をリコールし、消費者が被った損失を補償すべきである。	3		3		9		乱丁・落丁時の対応			

		社会的弱者への製品･サービスの配慮	･商品設計における危険性を最小限に抑えるため、予想される使用者グループ、使用目的、誤使用、危険を明確化し，場合によっては特別に作られた製品およびサービスを社会的弱者に提供する。	3		3		9		UDガイドライン			棟朝	保育、要約筆記、資料拡大など「相談に乗ります」表示
			･消費者によってニーズ及び能力が異なっていたり、能力が限られているため、それらに留意し、製品及びサービスに関する適切な情報開示のデザインを確約する。	3		2		6						
		有害物質の明確な表示	･製品開発にあたっては，発がん性，突然変異原性，生殖毒性を有する物質，又は残留性及び蓄積性を有する物質などを含む有害な化学物質の使用を避ける。このような化学物質を含む製品を販売する場合は、明確にラベル表示すべきである	1		1		1						
			･新しい物質，新しい技術又は生産方法の導入に先立ち，製品及びサービスが人体の健康に及ぼす危険性の評価を適宜実施、公開する。	1		1		1						
		図記号による表示	･可能なかぎり、文書による情報のほかに、国際的に合意された図記号等を使用して、安全に関する重要な情報を消費者に伝える	1		1		1						
		使用方法、取扱いに関する危険性の警告	･消費者に製品の適切な使用方法を指示し，意図された用途又は一般に予見可能な用途に付随する危険性を消費者に警告する。	1		1		1						
			･製品が消費者の手元にある間に、不適切な取り扱い又は保管によって危険や状態にならないようにするための措置を講じる	1		1		1						

（持続可能な消費）			2.13		1.63		3.88					
	・効果的な教育を推進し、自らの製品及びサービスの選択が自らの福祉及び環境に与える影響を理解する能力を消費者に与える。	2		2		4						
ライフサイクル全体を考慮した情報提供	・ライフサイクル全体を考慮しながら社会的，環境的に有益な製品及びサービスを消費者に提供し，環境及び社会への悪影響を抑制するため，以下のことを行う。											
健康への影響、環境負荷の少ない代替品の検討	−健康及び環境に与える悪影響を除去または代替製品を選択できるようにする	1		1		1						
再利用の促進	−再利用しやすいように設計する	1		1		1						**配布用資料の印刷・綴じ方？**
持続可能な供給業者の選択	−持続可能な発展に貢献できる供給業者を優先する	3		1		3		スタッフ名刺を社会福祉法人に発注。				
	−製品寿命の長い高品質の製品を手ごろな価格で提供する	1		1		1						
バリューチェーン情報の提供、トレーサビリティの向上	−バリューチェーンを追跡可能な情報を提供する	3		2		6						
環境や社会に対する影響の情報開示	−消費者に製品及びサービスに関する情報を提供する。（性能、環境に及ぼす影響、原産国、エネルギー効率、内容物又は原材料、動物福祉に関連する側面、安全な使用、保守・保管・処分に関する情報等）	3		2		6			書籍の紙やインクについての情報を、巻末に記載。		棟朝	
ラベリング、監査の活用	−エコラベル、監査活動など信頼できかつ効果的で中立的に確証されたラベリング体系，及びその他の検証体系を活用し，製品及びサービスが持つ環境的にプラスの側面，エネルギー効率，その他の社会的，環境的に有益な特性を伝達する。	3		3		9		FSC認証紙、ソイインクなど使用			棟朝	個別表示の徹底 配布資料への対応依頼+表示
（消費者に対するサービス，支援，並びに苦情・紛争の解決）			2.14		2.00		5.14					
問合せ先の設置、救済策・苦情防止策の検討	・所定の期間内に製品を返品するか又はその他の適切な救済策を受けるという選択肢を提供し苦情防止策を講じる 。	3		3		9						
苦情対応の改善	・苦情内容を見直し，苦情対応の慣行を改善する。	3		2		6			苦情が寄せられた場合、その概要とその対応を公開する。	8月末	棟朝	**「苦情受付」に関するブログ告知。**
保証の提供	・必要に応じて、法律によって保証される期間より長く，予想製品寿命に適した保証を提供する。	1		1		1						
アフターサービスやアドバイスの仕組みの提供	・紛争解決および救済の仕組みだけでなく、アフターサービス及びサポートの利用方法についても消費者に明確に伝える	3		3		9		研修後のフォローアップのための情報提供		随時	星野	
	・適切かつ効率的なサポートシステム及びアドバイスシステムを提供する。	3		3		9			研修のアフターフォローのしくみを持続させる。	随時	星野	
	・適正な価格で，また利用可能な場所で保守及び修理を提供し、製品の補修部品の今後の入手可能性に関する情報を手軽に入手できるようにする。	1		1		1						
	・国家又は国際規格に基づき，消費者の費用負担が最小限に抑えられ，法的手段を講じる権利を放棄する必要のない裁判外紛争解決,救済手続きを利用する。	1		1		1						

（消費者データ保護及びプライバシー）			3.00		1.22		3.67					
取得する個人情報の選定	・収集する個人データを，製品及びサービスの提供に不可欠な情報，又は消費者が情報を与えられ，自発的に同意した上で提供された情報に限定する。	3		1		3		申込フォームでは、サービス提供に最低限必要な情報のみ記入いただく。	申し込み・受付フォームの見直し。	随時	星野・棟朝	
	・サービス利用、又は特別価格の条件として、データの望ましくない利用への同意をマーケティング目的で消費者に求めることは控える。	3		1		3						
	・合法的かつ公正な手段のみによってデータを入手する。	3		1		3						
個人情報取得目的の明示	・個人データの収集前又は収集時にデータの収集目的を定める。	3		2		6		申込フォームに注記。	申込フォームに注記。次回の告知に利用してよいか確認する。	随時	星野・棟朝	
	・消費者が情報を与えられ、自発的に同意した場合，又は法により義務付けられる場合を除き，個人データを開示，公開，又はマーケティングを含めた所定の目的以外で使用しない。	3		1		3			申込フォームに注記。	8月末	棟朝	
	・その組織が自分に関するデータを保有しているか否かを検証する権利、及び係るデータに意義を申し立てる権利を消費者に与える。意義申し立てが認められた場合には、係るデータは適宜、消去したり、修正したり、完結したり、又は更新すべきである。	3		1		3			ブログへの開示。 過去収集したデータの保管と管理方法見直し。	8月末	棟朝	
個人情報の適切な管理	・十分な安全保護策によって個人データを保護する。	3		2		6			データの保管期限・廃棄方法を策定。	8月末	棟朝	
	・個人データに関わる開発，慣行及び方針を明示して，個人データの存在，性質及び主な用途を速やかに開示する方法を設ける。	3		1		3		個人情報取り扱いについての開示。	運用の定期的な見直し。	8月末	棟朝	
個人情報管理体制の整備	・組織内でデータ保護責任者の氏名及び通常の勤務場所を開示し，上記の措置及び関連法規を順守する責任をこの者に負わせる。	3		1		3			ブログへの開示。	8月末	棟朝	
（必要不可欠なサービスへのアクセス）			2.83		1.33		3.67					
猶予期間の設定、代替サービスの提供	・料金不払いに対し，支払いを行うための合理的な時間を消費者に与えることなく，必要不可欠なサービスを打ち切らない。支払の有無にかかわらず、全ての消費者に不利益を与える全面的サービス打ち切りという手段をとるべきでない。	3		1		3			支払滞納に関するルールをブログに明記。	6月末	棟朝	
対象に合わせた価格体系の提示	・価格及び料金の設定にあたって可能な限り困窮者への助成を与えるような料金を提示する。	2		2		4		複数名割引、セット割引、バックナンバー割引の設定。				
価格設定の根拠となる情報の提供	・価格及び料金の設定に関する情報を提供し，透明な活動を行う。	3		1		3		割引制度、価格をわかりやすく表示する。	価格改定時にはわかりやすく告知。	随時	棟朝	
公平なサービス提供	・サービス提供対象を拡大し、全ての消費者の集団に対して差別なく同品質及び同レベルのサービスを提供する	3		1		3						
	・供給の制限,中断は公平に管理し、いかなる消費者の集団に対しても差別を行わない。	3		1		3						
	・サービスの中断を避けるため，システムの保守及び改善を行う。	3		2		6						

（教育及び意識向上）				2.10		1.20		2.50					
		消費者を教育する際に，次の事項に取り組むべきである。											
		・製品ハザードを含む安全衛生。	1		1		1						
	消費者の権利や救済方法の紹介	・適切な法規制，救済を受ける方法，並びに消費者保護のための機関に関する情報。	1		1		1						
	ラベル、マニュアル、取扱説明書の内容・意味の解説	・製品及びサービスのラベル表示，マニュアル及び取扱説明書において提供される情報。	2		3		6						
		・質量及び寸法，価格，品質，信用状態並びに必要不可欠なサービスが利用できることに関する情報。	3		1		3						
	リスク情報に関する啓発	・使用に付随する危険性及び必要な防止策に関する情報。	1		1		1						
		・金融商品及び金融サービス、並びに投資商品及び投資サービス。	1		1		1						
		・環境保護。	3		1		3						
	環境負荷の少ない使用方法の提示	・材料，エネルギー及び水の効率的な利用。	3		1		3						
		・持続可能な消費。	3		1		3						
	廃棄方法の情報提示	・包装，廃棄物及び製品の適切な処分。	3		1		3						
コミュニティ参画および開発				1.53		1.26		2.04					
（コミュニティへの参画）				1.67		1.00		1.67					
	コミュニティとの協議、対話の尊重	・社会的投資及びコミュニティ開発活動の優先順位を決定するにあたり，コミュニティの代表集団と協議する。社会的弱者，被差別集団，社会的に取り残された集団，代表権を全く持たない集団及び代表権が軽視されている集団に特に配慮し，これらの集団の選択肢を広げ，権利を尊重できる形で関与させる。	1		1		1						
		・先住民族を含むコミュニティに影響を及ぼす開発の条件については，これらのコミュニティに助言を求め，コミュニティに適応する。助言は開発の前に求めるべきである。また，完全かつ正確で入手しやすい情報に基づいて助言を求めるべきである。	1		1		1						
	地域団体への参画	・公共の利益及びコミュニティの開発目標に貢献することを目的とし，可能かつ適切な範囲で地域団体に参加する。	1		1		1						
	自治体職員、議員との透明性のある関係	・地方自治体の職員及び地方議会議員と透明性のある関係を維持し，贈収賄又は不適切な影響を避ける。	3		1		3			ガイドラインの策定・公開？		川北	
	地域ボランティアの促進	・地域社会活動のボランティアになるよう人々を促し、支援する。	2		1		2						
		・政策策定及び発展計画の作成，実施,モニタリング,評価に協力する。その際に組織は他者が自己の利害を表明し，利益を守る権利及び信念を尊重しその信念に充分に注意を払うべきである。	2		1		2						

（教育及び文化）			1.29		1.00		1.29					
教育の普及と支援	・あらゆるレベルで教育を普及し，支援する。教育の質を改善し，教育を受ける機会を広げ，地域の知識を高め，非識字率をゼロにするための行動に参加する。	1		1		1		CFCへの協力。				
社会的弱者の学習機会の拡大	・特に社会的弱者又は被差別集団の学習機会を広げる。	1		1		1		CFCへの協力。				
	・児童の就学を促し，児童が教育を受けることを妨げる障害（児童労働など）の排除に貢献する。	2		1		2						
文化活動の支援、文化財保護	・文化活動を推進し，人権尊重の原則に従って，地域の文化及び文化的伝統を認め，評価する。歴史的に恵まれない集団に力を与える文化活動を支援する行動が，差別根絶の手段として特に重要である。	2		1		2						
人権教育の推進	・人権教育及び意識向上の推進を検討する。	1		1		1						
	・特に組織の活動が文化遺産に影響を及ぼす場合は，それらの文化遺産の保存及び保護に協力する。	1		1		1						
伝統的知識・技術の尊重と利用	・先住民族コミュニティの伝統的知識及び技術の利用を推進する	1		1		1						
（雇用創出及び技能開発）			1.00		1.00		1.00					
雇用創出	・投資決定が雇用創出に及ぼす影響を分析する。経済的に実行可能な場合は，雇用創出を通じて貧困を緩和するための直接投資を行う。	1		1		1						
	・技術選択が雇用に及ぼす影響を検討する。また，長期的に採算が取れる場合は，雇用機会が最大になるような技術を選択する。	1		1		1						
	・決定を下す組織の内部において，また決定によって影響を受ける外部組織において，外注が雇用創出に及ぼす影響を検討する。	1		1		1						
技能開発プログラムの提供、参加	・実習プログラム，特定の恵まれない集団を対象としたプログラム，生涯教育プログラム，並びに技能認定制度及び認証制度など，地域及び全国的な技能開発プログラムへの参加を検討する。	1		1		1						
	・技能開発プログラムが不十分な場合は，できればコミュニティ内の他の組織と協力し，コミュニティにおける技能開発プログラムの整備又は改善を支援することを検討する。	1		1		1						
	・雇用及び能力開発に関しては，社会的弱者に特に配慮する。	1		1		1						
	・雇用創出に必要な枠組み条件の普及に協力することを検討する。	1		1		1						

区分	項目	内容							備考				
（技術の開発及び技術へのアクセス）				1.60		1.60		3.20					
	コミュニティの課題解決のための技術開発への貢献	・地域コミュニティにおける社会的課題及び環境課題の解決に貢献し得る画期的技術の開発に貢献することを検討する。	2		2		4						
		・模倣が容易で，貧困及び飢餓の根絶に高いプラスの効果を及ぼす廉価な技術の開発に貢献することを検討する。	1		1		1						
	伝統的知識・技術の発展、支援	・採算性がある場合は，潜在する現地の伝統的知識及び技術に対するコミュニティの権利を保護しつつ，かかる知識及び技術を発展させることを検討する。	1		1		1						
		・コミュニティのパートナーとの科学的及び技術的開発を推進するため，大学，研究機関などの組織と連携することを検討し，地域の人々をこの業務に採用する。	1		1		1						
	コミュニティへの技術移転、技術普及	・採算性がある場合は，技術移転及び技術普及が図れるような慣行を採用する。組織は，地域発展に貢献するためのライセンス又は技術移転に関して，妥当な条件を適宜定めるべきである。またそのコミュニティの技術管理能力を考慮し、高めるべきである。	3		3		9		経産省事業、JSTへの協力。				
（富及び所得の創出）				1.85		1.46		2.77					
	参入・撤退におけるコミュニティへの経済的、社会的影響を考慮	・コミュニティの持続可能な開発に必要な基本的資源への影響を含め，コミュニティへの参入又はコミュニティからの撤退の経済的影響及び社会的影響を考慮する。	1		1		1						
		・コミュニティの既存の経済活動の多様化を促すため，適切なイニシアチブを支援することを検討する。	2		2		4		オンパクへの協力。				
	地元調達の推進、支援	・可能な限り地元の製品及びサービス供給業者を優先し，地元の供給業者の振興に貢献することを検討する。	2		2		4						
		・コミュニティ内の恵まれない集団への特別の配慮をもって，地元に本拠を置く供給業者がバリューチェーンに貢献できるよう，その能力を高め，機会を広げるためのイニシアチブに着手することを検討する。	2		3		6						
		・適切な法的枠組みの中で活動する組織の支援を検討する。	2		1		2						
		・活動の目的が貧困の根絶であり、その活動が人権を尊重し合法的であるなどの場合に限り，まだ低レベルの発達段階にあるために法的要求事項を満たすことが困難な組織との経済活動に参加する。	1		1		1						

社会的弱者の集団・企業への支援	・生産性の向上，起業の促進を通じて，コミュニティの構成員，特に女性その他の社会的に不利な人々の集団及び社会的弱者の集団の企業設立及び協同組合設立を支援するプログラム及びパートナーシップへの協力を検討する。	2		2		4		ETIC.への協力。				
	・家畜の充分な世話を含め、利用可能な資源の効率的利用を奨励する	1		1		1						
	・例えば技術仕様書に適合するための能力開発、及び調達機会に関する情報の開示を通じて、コミュニティの組織が調達機会を容易に利用できるようにするための適切な方法を検討する	1		1		1						
	・そのコミュニティの福利に有益であるならば，必須の製品及びサービスをコミュニティに提供する組織及び個人の支援を検討する。それにより，地元，地域及び都市の市場とのつながりが生まれるだけでなく，現地で雇用を創出することができる。	2		1		2						
	・コミュニティに基盤を置く起業家団体の育成を支援するための適切な方法を検討する。	3		1		3		ETIC.への協力。				
納税義務の履行、情報の提出	・納税義務を履行し，納付すべき税額を適正に決定するために必要な情報を当局に提出する。	3		1		3						
退職金・年金への資金拠出	・従業員の退職金及び年金への資金拠出を検討する。	2		2		4		中退共への加入。				
（健康）			1.25		1.75		2.25					
健康へのマイナス影響の回避	・組織が提供する生産プロセス，製品又はサービスが健康に及ぼすマイナスの影響をなくすよう努力する。	2		2		4		インフルエンザ予防ガイドラインの作成・公開。				
健康的なライフスタイルの奨励	・医薬品及びワクチン入手への協力，運動及び良好な栄養状態を含む健康的なライフスタイルの奨励，疾病の早期発見，避妊法に対する意識の向上，並びに不健康な製品及び物質の摂取防止によって，健康増進を促すことを検討する。児童の栄養には特に注意を払うべきである。	1		2		2		子宮頸がんを考える市民の会への協力。				
疾病防止に関する啓発、支援	・HIV/AIDS，癌，心疾患，マラリア，結核，肥満などの健康への害及び主要な疾病並びにそれらの防止についての意識向上を検討する。	1		2		2						
	・疾病防止の手段として，必須の医療サービス，並びに清潔な水及び十分な衛生設備の恒久的で普遍的な利用を支援することを検討する。	1		1		1						

	（社会的投資）				1.80		1.00		1.80					
		コミュニティの発展の促進（のための投資）	・社会的投資プロジェクトの計画において，コミュニティの発展の促進を考慮に入れる。いずれの行動も，地域の発展を支援するため，例えば，現地調達及び現地外注の拡大によって，市民のための機会を広げるべきである。	1		1		1						
		過度な依存期待の回避	・コミュニティがその組織の慈善活動，継続的な存在又は支援に永遠に頼るような行動は避ける。	1		1		1						
		コミュニティ活動の評価、改善	・既存のコミュニティ関連活動を評価し，そのコミュニティ及び組織内部の人間に対して報告を行うとともに，改善可能な部分を明確化する。	3		1		3		雲南市を始めとする地域コミュニティ対象研修・視察ツアーのコーディネート。				
		他の組織との連携の検討	・相乗効果を最大化し、補完的な資源、知識及びスキルを活用するため、政府、企業又はNGOを含む他の組織との連携を検討する	3		1		3		社会的責任に関する円卓会議やつなプロへの参画。				
		食糧提供プログラムへの協力	・社会的弱者，又は差別を受けている低所得の集団及び個人の能力，資源及び機会の拡大に貢献することの重要性を考慮した上で，食糧及びその他の必需品を，これらの集団及び個人に提供するプログラムへの協力を検討する。	1		1		1						